

改正後	改正前
<p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (保険料の減額)</p> <p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）</p>	<p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (保険料の減額)</p> <p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）</p>

改正後	改正前
<p>掲げる金額に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のものアに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と読み替えるものとする。</p>	<p>掲げる金額に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のものアに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と読み替えるものとする。</p>

地域人づくり事業 一覧(平成26年度緊急雇用)

資料2

No.	事業名	対象・目的	事業概要	雇用創出数		所管部署	補正 予算額 (千円)
				(人)	就業支援者 数(人)		
1	新卒未就職者等就業支援事業	新卒未就職者や若年層の就労支援	若年の新卒未就職者等を講義研修(Off-JT)や企業での派遣研修(OJT)を通じて、社会人として必要な基礎知識や、職場での実務や技術を習得させるとともに、派遣先企業等での正規雇用へとつなげるよう支援する。	120		経済労働局 労働雇用部	321,296
2	女性再就職支援のためのキャリアカウンセラー育成事業	女性の社会進出を支援するキャリア・コンサルタントの人材の確保・育成	キャリア・コンサルタントの育成を目的に、資格取得を目指しながら、研修や就業体験で実務を行わせる。研修プログラムを、女性の再就職支援を担えるような人材の育成を目的としたものとする。間接的に女性の社会進出を支援する。	24		経済労働局 労働雇用部	48,815
3	介護人材育成雇用事業	介護人材の確保・育成	失業者に介護職員初任者研修を受講させるとともに、介護サービス事業所での介護補助業務に従事させることで、介護職員として人材育成し、市内の介護サービス事業所での就職を目指す。	70		健康福祉局 高齢者事業 推進課	133,101
4	障害者相談支援事業所サポート事業	障害者相談支援事業所等におけるサポート業務の人材の確保及び育成	障害者相談支援事業所で失業者を雇用し、障害福祉の研修を受講し、事業所での作業補助や関係機関との連携に係るサポート業務を行わせることにより、障害福祉人材として育成し、市内の相談支援事業所等での就職を目指す。	20		健康福祉局 障害計画課	59,616
5	障害者自立と共生のまちづくり推進事業	「自立と共生のまちづくり」のデザインを行うまちづくりプランナーの人材確保・育成	障害の有無による垣根の無い共生できる社会を目指すための事業を委託し、研修及び実務経験により、失業者にまちづくりプランナーとしての能力を習得させ、今後の共生の社会づくりに求められる人材を育成する。	3		健康福祉局 障害計画課	12,636
6	障害者施設製品広報・販売促進事業	障害者施設製品の商品力強化及び販売促進を行う人材の人材確保・育成	障害者施設製品の商品力強化及び販売促進を委託し、失業者を販促広報活動員として従事させ、研修及び実務経験により力量を高めることにより、地域活性化に寄与する若者・女性の人材育成を目指す。	2		健康福祉局 障害計画課	5,595
7	生活困窮者・就労困難者人材育成事業	生活困窮者等の就業支援	求人企業開拓、面接同行及び面接会の実施等による生活困窮者等の就業を支援し、就業後の企業での定着支援を実施する。事業実施にあたっては失業者を雇用して業務にあたらせる。	5	225	健康福祉局 生活保護・ 自立支援室	40,363
8	地域企業の協力による生活保護受給者・障害者等の雇用促進事業	生活保護受給者等、就労に様々な困難を抱える者を対象に、就労支援	生活保護受給者等、就労に様々な困難を抱える者を対象に、就労支援プログラムを受けさせるとともに、地域企業の協力を得て就業研修を受けさせることで就労スキルの向上を目指し、研修先企業等における就労を目指す。		30	健康福祉局 生活保護・ 自立支援室	39,842
9	生活保護受給者の介護資格取得促進事業	生活保護受給者を対象とした介護資格取得促進	生活保護受給者を対象とし、就労支援プログラム及び介護職員初任者研修を受講させる。その後、地域の介護サービス事業所で就業研修を受けさせることで介護スキルの向上を図り、介護職員としての継続的な就労を目指す。		45	健康福祉局 生活保護・ 自立支援室	39,788
10	IT企業就業体験研修事業	IT企業の人材確保支援(雇用のミスマッチの解消)	人材不足が深刻なIT企業の人材確保を支援するため、失業者、若年未就業者や学生を対象にIT企業の合同企業説明・選考会を実施する。企業側は就業体験研修を実施したうえで双方の合意により就業に結び付ける。		50	経済労働局 労働雇用部	972
				244	350		702,024